

ICカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ICチップが付加されたキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するに当たり、特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当金庫キャッシュカード規定、法人カード規定、デビットカード取引規定の一部を構成し、この特約で定める事項は各種規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は、当金庫キャッシュカード規定、法人カード規定、デビットカード取引規定により取り扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもの以外は当金庫キャッシュカード規定、法人カード規定、デビットカード取引規定の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- ①当金庫所定のICカードが利用できる預金機を使用して預金の預入れをする場合
- ②当金庫所定のICカードが利用できる支払機（以下「ICカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③当金庫所定のICカードが利用できる振込機（以下「ICカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払い戻し、振込の依頼をする場合
- ④その他当金庫所定の取引をする場合

3. (1日当たりの払戻限度額・回数)

- (1) 当金庫は、当金庫および支払提携先のICカード対応支払機を利用した1回当たりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日当たりの払戻しは、ICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日当たりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日当たりの払戻回数は、ICチップ提供機能を利用した払戻回数とICチップ提供機能を利用しない払戻回数のそれぞれについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

4. (振込カード機能)

- (1) 当金庫のICカード対応振込機を利用して振込を行う場合には、ICカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作を行うことにより、ICチップ内に当該振込に係る

振込先に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を当金庫所定の件数を限度として格納し、次回以降の振込に利用することができます。

(2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICカードを再発行する場合には、新しいICカードに当該振込情報は引き継がれません。

5. (特約の変更)

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

尾西信用金庫

09-118 2020.04